



発行 東京都

目次

告示

- 令和六年第三回東京都議会定例会の招集…………… (財務局主計部議案課) ……
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定…………… (環境局環境改善部化学物質対策課) ……

告示

●東京都告示第九百五十一号
令和六年第三回東京都議会定例会を、九月十八日に招集する。

令和六年九月十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都告示第九百五十二号

土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法

第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

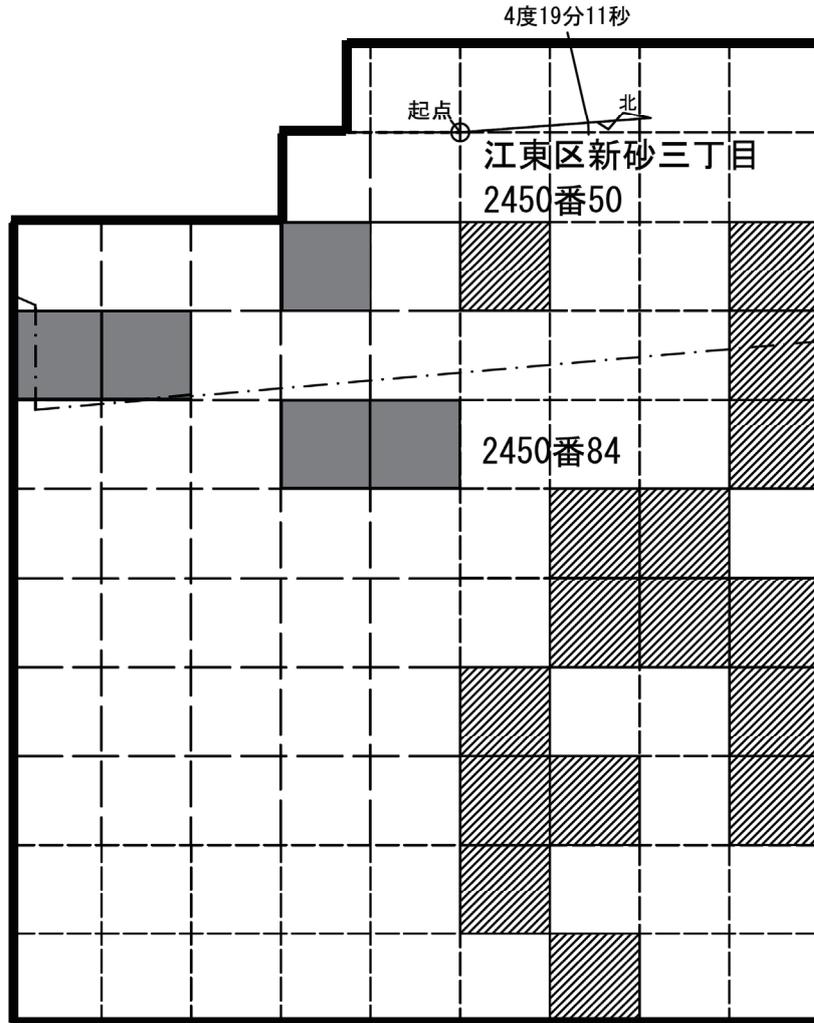
令和六年九月十一日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (江東区新砂三丁目地内)

- 二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八條第五項第十二号に該当する。

別図



【凡例】

- : 調査対象地
- : 単位区画
- : 筆境界
- : 形質変更時要届出区域
(この告示により指定する区域)
(規則第58条第5項第12号に該当する区域)
- : 形質変更時要届出区域
(令和2年東京都告示第1331号により指定した区域)
(規則第58条第5項第12号に該当する区域)

【格子の回転角度(4度19分11秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【起点】

起点は、次の座標とする。 X座標：-38021.3091、Y座標：632.8065
座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により世界測地系座標計算により作成した。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿三丁目八番一(代)号
電話 〇三(五三二)一(一一一)一(代)
郵便番号 163-8001

定価
本号
一筒月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
電話 〇三(五二七六)〇八一一(代)
郵便番号 101-0051